平成２３年度中小企業者向け契約目標（公庫等内訳）

（単位：百万円）

公庫等名	官公需総予算額 (A)				中小企業者向け契約目標額 (B)				B／A (%)			
	物件	工事	役務	計	物件	工事	役務	計	物件	工事	役務	計
自動車検査独立行政法人	2,614	2,249	995	5,858	683	964	526	2,174	26.1	42.9	52.8	37.1
独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構	11,495	138,533	9,435	159,464	6,848	27,150	2,998	36,996	59.6	19.6	31.8	23.2
独立行政法人国際観光振興機構	44	0	374	419	41	0	261	302	91.4	100.0	69.7	72.0
独立行政法人自動車事故対策機構	765	280	549	1,595	297	166	262	725	38.9	59.0	47.7	45.5
独立行政法人空港周辺整備機構	5	128	101	234	3	127	46	177	69.7	99.2	45.6	75.4
独立行政法人住宅金融支援機構	306	199	10,526	11,031	175	61	7,128	7,363	57.1	30.6	67.7	66.8
環境省所管計	5,162	1,765	7,048	13,975	4,137	1,412	2,460	8,009	80.1	80.0	34.9	57.3
独立行政法人国立環境研究所	5,097	1,765	6,661	13,523	4,078	1,412	2,331	7,821	80.0	80.0	35.0	57.8
独立行政法人環境再生保全機構	66	－	386	452	59	－	128	188	90.6	－	33.2	41.6
防衛省所管	349	0	128	478	334	－	96	430	95.6	－	75.1	90.0
独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構	349	0	128	478	334	－	96	430	95.6	－	75.1	90.0
公庫等計	1,122,640	738,222	977,144	2,838,006	767,473	349,021	577,273	1,693,767	68.4	47.3	59.1	59.7

公　告

諮　詢　事　項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２３年（フ）第２２号

宮城県登米市迫町佐沼字内町56番地　遠藤住宅Ｃ棟

債務者　千葉　晃

1　決定年月日時　平成23年６月28日午前11時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　冨田　成人

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月27日午前10時

5　免責意見申述期間　平成23年８月25日まで

仙台地方裁判所登米支部

平成２２年（フ）第６３２号

滋賀県高島市新旭町針江421番地１

債務者　海東つや子

1　決定年月日時　平成23年６月27日午後１時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　不破　俊之

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月７日午前10時20分

5　免責意見申述期間　平成23年８月26日まで

大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３４１号

福岡県久留米市京町265番地

債務者　重冨　昇吾

1　決定年月日時　平成23年６月27日午後４時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　高峰　真

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月28日午前10時

5　免責意見申述期間　平成23年８月26日まで

福岡地方裁判所久留米支部

平成２３年（フ）第１５９号

福岡県うきは市浮羽町山北745番地５

債務者　江藤　善夫

1　決定年月日時　平成23年６月27日午前10時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　鐘ヶ江聖一

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月29日午前11時

5　免責意見申述期間　平成23年８月26日まで

福岡地方裁判所久留米支部

平成２３年（フ）第３５号

山梨県南都留郡富士河口湖町浅川614番地

債務者　外川　公子

1　決定年月日時　平成23年６月29日午後１時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　花輪　仁士

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年10月５日午前10時

5　免責意見申述期間　平成23年８月29日まで

甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２３年（フ）第１４号

三重県伊賀市柏野1143番地の４

債務者　安川　道子

1　決定年月日時　平成23年６月29日午前10時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　小林　明子

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年10月３日午後１時30分

5　免責意見申述期間　平成23年８月29日まで

津地方裁判所伊賀支部

平成２３年（フ）第４８３号

大阪府和泉市池田下町1686番地の７

債務者　川邉　憲一

1　決定年月日時　平成23年６月27日午前10時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　柏木　千鶴

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月27日午後１時30分

5　免責意見申述期間　平成23年８月29日まで

大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第７３７号

神戸市垂水区多聞台３丁目18番18－301号、従前の住所神戸市西区伊川谷町有瀬926番地の10

債務者　藤田　**隆**

1　決定年月日時　平成23年６月27日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　白子　雅人

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月15日午前10時45分

5　免責意見申述期間　平成23年８月29日まで

神戸地方裁判所第３民事部